

特定口座に係る上場株式等保管委託等約款（特定口座約款）

（約款の趣旨等）

第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の11の3の規定及び同法第37条の11の6の規定により、お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例並びに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例を受けるためにセゾン投信株式会社（以下「当社」といいます）に開設される特定口座に係る振替口座簿への記載若しくは記録、又は当該特定口座における上場株式等の保管の委託について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号及び第3号に規定する要件、当社に開設される特定口座（源泉徴収選択口座に限ります）における上場株式等の配当等の受領について同法第37条の11の6第4項第1号の規定並びに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約並びに上場株式配当等受領委任契約（第2条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客さまについては特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします）をお客さまと締結いたします。

2. この約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- ①特定口座 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
- ②上場株式等 租税特別措置法第37条の11の3第2項各号に定める上場株式等（当社の自らの募集に係る受益権に限ります。以下同じ）をいいます。
- ③特定口座内保管上場株式等 租税特別措置法第37条の11の3第1項に定める特定口座内保管上場株式等をいいます。
- ④上場株式等保管委託契約 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。
- ⑤特定保管勘定 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める特定保管勘定をいいます。
- ⑥源泉徴収選択口座 租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める源泉徴収選択口座をいいます。
- ⑦上場株式等の配当等 租税特別措置法第8条の4第1項各号に掲げる上場株式等の配当等をいいます。
- ⑧源泉徴収選択口座内配当等 租税特別措置法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等をいいます。
- ⑨上場株式配当等受領委任契約 租税特別措置法第37条の11の6第4項第1号に定める上場株式配当等受領委任契約をいいます。

⑩特定上場株式配当等勘定 租税特別措置法第37条の11の6第4項第2号に定める特定上場株式配当等勘定をいいます。

⑪金融商品取引業者等 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める金融商品取引業者等をいいます。

(特定口座の申込方法)

第2条 お客さまが当社に特定口座の設定を申し込まれる際には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出していただきます。その際、お客さまは当社所定の書類を提出し、氏名、住所、個人番号及び生年月日等につき確認を受けていただくことになります。

2. お客さまは、前項のお申込みの際には、特定保管勘定を併せて設定していただくことになります。

3. お客さまが特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます）による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡等については、お客さまからその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに特にお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといたします。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 お客さまの特定口座に係る振替口座簿への記載若しくは記録、又は上場株式等の保管の委託等は特定保管勘定において行います。

(特定口座を通じた取引)

第4条 特定口座を開設されたお客さまが当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまから特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものといたします。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額等の計算)

第5条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3及び同法第37条の11の4並びにその関係政省令に基づき行われます。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第6条 当社はお客さまの特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみを受

け入れます。

- ①お客さまが第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付の委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等
- ②当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客さまの特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- ③当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）
- ④お客さまが贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（引き続き当該特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録、又は当該特定口座に保管の委託がされているものに限ります）を、所定の方法により当社の当該お客さまの特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- ⑤お客さまが特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に併合に係る新たな受益権のみが交付されるもの（当該投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除く）に限ります）により取得する新たな投資信託の受益権で、所定の方法により当社の当該お客さまの特定口座に受け入れるもの
- ⑥お客さまが第20条により開設された出国口座（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する出国口座をいいます。以下に同じ。）において保管されている上場株式等で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れる上場株式等
- ⑦前各号に掲げるもののほか租税特別措置法令に基づき定められる上場株式等

（譲渡の方法）

第7条 お客さまは特定保管勘定に係る振替口座簿に記載若しくは記録され、又は特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、租税特別措置法等に基づき定められる方法のいずれかにより行うものといたします。なお、上場株式等の譲渡には、租税特別措置法第37条の10第4項の規定により譲渡とみなされる場合を含みます。

(特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

第8条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、当該払出しをした当該上場株式等に関する租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより計算した金額、取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第9条 お客さまが、当社以外の金融商品取引業者等（以下この条において「移管元の金融商品取引業者等」といいます）に開設されている特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当社に開設されている特定口座に第6条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管をされる場合には、当社は租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより当該移管を行うものいたします。その際、お客さまには移管元の金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものいたします。

(贈与、相続又は遺贈による特定口座への移管による受入れ)

第10条 お客さまの贈与者、被相続人又は包括遺贈者が当社又は当社以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座（以下この条において「相続等口座」といいます）に係る特定口座内保管上場株式等（以下この条において「相続上場株式等」といいます）につき、お客さまが当社に開設されている特定口座に第6条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第3号に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当社は租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより当該移管による受入れを行うものいたします。その際、お客さまには相続等口座が開設されている当社又は他の金融商品取引業者等に対し、相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものいたします。

(特定口座年間取引報告書の送付)

第11条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、その年中にお客さまが当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額、その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客さまに交付いたします。なお、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に取引（譲渡・配当等の受入）のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、お客さまから請求があった場合は、この限りではありません。

2. 第19条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約されたときは、当社はその解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付いたします。
3. 前各項に規定する報告書については、書面による交付に代えて電子情報処理書式を使用する方法により提供することがあります。

（源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当等の範囲）

第12条 当社はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当社の振替口座簿に記載若しくは記録、又は保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り）で当社により所得税が徴収されるべきもののみを受け入れます。

① 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等

2. 当社が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

第13条 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日以前の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に定める源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。また、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書が提出された年の翌年以後、お客さまから源泉徴収を希望しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

2. お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日以前の当社が定める期日までに、当社に対して特定口座内保管上場株式等の譲渡について源泉徴収しない旨を指定した特定口座源泉徴収選択変更届出書及び租税特別措置法第37条の11の6第3項並びに同法施行令第25条の10の13第4項に定める源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。
3. 源泉徴収選択口座を開設しているお客さまが、特定口座内保管上場株式等の譲渡について源泉徴収を希望しない場合についても、前項と同様に源泉徴収しない旨を指定した特定口座源泉徴収選択変更届出書及び源泉徴収選択口座内配当等

受入終了届出書を提出しなければなりません。

4. お客さまが当社に対して特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた特定口座内保管上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等が特定保管勘定及び特定上場株式配当等勘定で処理されている場合には、その年最初に当該上場株式等の譲渡又は当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客さまは当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡について源泉徴収を希望しない旨及び上場株式等の配当等の受入終了のお申出を行うことはできません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第14条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算)

第15条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

(2010年1月1日以前に開設した特定口座の取扱い)

第16条 2010年1月1日時点において、お客さまが当社に開設している特定口座が源泉徴収選択口座である場合は、2010年1月1日以後、最初に当該上場株式等の譲渡又は当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以前に、お客さまから特定口座内保管上場株式等の譲渡について源泉徴収を希望しない旨のお申出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

(地方税の特別徴収)

第17条 お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書を提出された場合は、地方税法に規定する株式等譲渡所得割は、当社が同法に規定する特別徴収の方法によって徴収いたします。

(届出事項の変更)

第18条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまの氏名、住所又は個人番号に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提

出していただきます。その際、お客さまは住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証、個人番号カードの写しその他一定の書類を提出し、確認を受けていただくものとします。

(特定口座の廃止)

第19条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものといたします。

- ①お客さまから解約のお申出があったとき。この場合、お客さまには租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書を当社に提出していただきます。
- ②お客さまが、海外転勤等により出国され、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、次条第2項の特定口座継続適用届出書を出国前に提出したときを除き、お客さまから当社に租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に基づき、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。
- ③やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。
- ④租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了したとき。

(出国口座等)

第20条 前条(特定口座の廃止)②に該当することとなるお客さまは、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する要件を満たす場合に限り、出国前に当社に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録、または保管の委託をされていた上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録を受け、または保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2. 前項に定める取扱いをご希望されるお客さまは、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要となります。

(法令・諸規則等の適用)

第21条 この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令・諸規則等及び当社の定めに従って、取り扱うものといたします。

(免責事項)

第22条 お客さまが第18条(届出事項の変更)の変更手続きを怠ったこと、その他の当社の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関し、お客さまに生じた損害については、当社はその責を負わないものいたします。

(約款の変更)

第23条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します